

## 西山ふるさと公苑賑わいづくり実行委員会会則

(名称)

第1条 この会は、西山ふるさと公苑賑わいづくり実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、「道の駅」西山ふるさと公苑の魅力向上と来館者を増やすために、年間を通じたイベントの開催、公苑敷地内の美化、通信機器を使った情報発信など、地域と連携しながら賑わいづくりを図ることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公苑施設を利用したイベントの企画と実施
- (2) 公苑施設内及び周辺的环境美化活動
- (3) SNS（ソーシャルネットワークサービス）による西山町の魅力発信
- (4) 上記事業を行うボランティアの募集

(組織及び役員)

第4条 実行委員会の役員は次のとおりとする。

- (1) 実行委員長及び副実行委員長は、委員の互選により選出する。
- (2) 委員は、西山町の地区民、西山ふるさと公苑管理事務所とする。

(役員職務)

第5条 実行委員長は、実行委員会を代表し会務を総括する。

副実行委員長は、実行委員長を補佐し実行委員長に事故あるときは、副実行委員長がその職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 実行委員会は、次に掲げる事項を協議し決定する。

- (1) イベントの企画、実施等に関する事。
- (2) 会則に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他重要な事項。

(実行委員長の専決処分)

第8条 実行委員長は、実行委員会を招集することが困難と認めるときは、議決すべき事項を専決処分することができる。

(庶務)

第9条 実行委員会の庶務を処理するため事務局を置く。

(事務局)

第10条 事務局は、西山ふるさと公苑管理事務所内に置く。

(財務)

第11条 実行委員会の事業に要する経費は、出店料、その他をもって充てる。

(会計)

第12条 実行委員会の会計は4月1日から始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は実行委員長が別に定める。

附則

この会則は、平成30年5月1日から施行する。